

芸娼妓紹介人の収益構造をめぐる一考察

人見 佐知子

はじめに

女衛・桂庵・周旋業者などとも呼ばれた芸娼妓紹介人（以下、紹介人）は、女性を娼妓・芸妓などとして貸座敷・料理屋等の性買売業者（抱主）に斡旋し、抱主あるいは被紹介女性から支払われる紹介料（手数料）で利益を得ていた業者をいう。

小原文書²は、金沢市で紹介人を営んでいた小原トヨという女性が残した史料で、筆者はこれまで当該史料に含まれる、娼妓であった女性が書いた小原宛の手紙を用いて近代日本の公娼制度下の性買売管理の実態と娼妓の主體的営為の内実について考察してきた「人見 二〇二二a、二〇二二c」。また、紹介人の周旋実態についても、経営帳簿などを用いて若干の検討をおこなった「人見 二〇二四予定」。

近代公娼制度や性買売の実態については、近年、右の拙稿をふくめ貸座敷業者や周旋業者が作成した一次史料を用いた歴史研究が進展しつつある「横田 二〇〇二、横田 二〇一四、齊藤 二〇一四、竹中 二〇二二、加藤 二〇二二、人見 二〇二二a、人見 二〇二二b、佐賀 二〇二三など」³。しかしながら、周旋業者についての研究蓄積はいまだ乏しいのが実情である³。他方で、周旋業者は人身売買によって成り立つ近代日本の公娼制度を構成し、特徴づける重要な要件のひとつである「小野沢 二〇一〇、吉見 二〇一九など」。

以上から本稿は、紹介人の経営史料を含む小原文書の分析から、その経営実態に関して、とくに紹介人の収益構造に焦点を当てて考察する。第一章では、

小原が作成した「芸娼妓紹介簿」⁴（以下、紹介簿）に記載された紹介料を分析する。紹介簿は、警察によって作成が義務づけられていた帳簿で、小原文書には一九〇九年（明治四二）から一九一六年（大正五）までのものが残されている。小原が紹介した女性について、女性の本籍・続柄・氏名・生年月日、証人の住所・氏名および女性との関係、抱主の住所・氏名、契約の概要（年期、前借金額など）などとともに、紹介料が記された⁵。ここから、紹介人がどれほどの紹介料収入を得ていたのか、また紹介料はどのような基準で決定されていたのかを検討する。第二章・第三章では、「金銭入覚帳」⁶（以下、覚帳）という標題の、小原が自身の収入を記録した帳簿の検討から、紹介人が利益をあげる仕組みを具体的に明らかにする。以上の分析をふまえて第四章では、小原宛の女性の手紙から女性の心情や境遇に迫ることで、女性からみた近代日本の公娼制度下の搾取の構造や支配の特質についても考察したい。

第一章 「芸娼妓紹介簿」にみる紹介料

紹介簿の具体的な検討に入る前に、紹介料の基準について概要を確認してきた。近代日本の公娼制度の特徴のひとつは、一九〇〇年（明治三三）の内務省令「娼妓取締規則」のもと、具体的な運用は府県ごとに規則を定めて取締がおこなわれていたことである。内務省警保局編『公娼と私娼』（一九三一年）は、警保局が「昭和五年（一九三〇年）六月庁府県に照会を発して得たる資料によって編纂したもので、府県ごとの公娼制度の概要をつかむために有用で

ある。

それによれば、紹介料は前借金額や給料額等を基準に定められる場合が多いという。⁷ 前借金とは、人身売買の代金のこと、かつては身代金といった。貸座敷や料理屋から渡される多額の前借金のほとんどを受け取ったのは親などの連帯保証人である。借金の契約は通常、娘が性を売った代金から返済するという娼妓稼業契約と一体で、娘は、定められた年期のあいだ、あるいは借金を完済するまで人身を拘束され、自らの意思で廃業することはきわめて困難だった。⁸

とはいえ紹介料の基準は必ずしも一定せず、府県による差が大きかった。⁸ とえば、前借金千円で女性を紹介した場合、東京府では一二〇円、千葉県では一五円が上限になるという。多くの府県で共通するのは、紹介料の上限を定めて規制をかける方法である。

同調査から、石川県の場合を隣の富山県・福井県と比較しながらみてみよう。⁹ 石川県では、紹介料は所轄警察署の許可を受けるとされ、「別に標準は定めておかない」という。富山県は、前借金がない場合は一〇円以内、前借金が千円未満の場合は前借金の七・五%以内、千円以上の場合と同じく七%以内で、いずれも上限を一二〇円としていた。福井県では、上限を五〇円と定めていた。

次に、関連規則から紹介料の基準をみておこう。石川県では、一八九四年（明治二七）に「芸妓及娼妓紹介人取締規則」（石川県令第二七号。以下、取締規則）が制定された。¹⁰ 紹介料に関する規定として、取締規則第一二条に「一警察署ノ管内毎二申合セ紹介料ノ額ヲ定メ其管轄警察署ニ届出認可ヲ受クヘシ」とある。すなわち、警察署の管轄区域ごとに申し合わせによって紹介料の基準を定め、警察署に届け出て認可を受けることとされた。これは、前掲『公娼と

私娼』の記述に符合する。

なおこの条文では、申し合わせをおこなう主体が明確ではないが、一九一三年（大正二）の石川県令第八二号で同条文は、「紹介料ノ額ハ警察署又ハ警察分署ノ管轄毎二同業者協議ノ上之ヲ定メ其警察署又ハ警察分署ノ認可ヲ受クヘシ」と改正され、紹介料は警察署または分署の管轄ごとに同業者の協議で定めることが明記された。¹¹

同業者の組織として、取締規則第一六条は、紹介人組合についての規定を置いている。紹介人組合を設置するときは、管轄の警察署・分署を経由して県庁に届け出て、規約の認可を受けることとなっていた。¹² 紹介料についての同業者間の申し合わせは、紹介人組合が定めていた可能性がある。ただし、組合の規則は見当たらないので詳細は不明である。

以上から、紹介簿に記載された紹介料は、小原が所在する地域の警察署管内の同業者間の協議あるいは紹介人組合で定められた基準にしたがって決定されていたと考えられる。ただし、具体的な基準を示す史料は見当たらない。以上をふまえて次に、紹介簿に記載された紹介料の分析から、紹介料の基準をできるかぎり推察してみたい。

表1に、紹介料と前借金額の関係を示した。一件あたりの紹介料は最低一円で、一〇円未満が半数を超え（約五四%）、一五円未満では約八〇%となる。紹介料がもっとも高額であったのは、前借金額一一五〇円で石川県鹿島郡七尾町の尾廓から金沢市石坂町の貸座敷に住み替えた芸妓の女性で、紹介料は四〇円であった。時期が異なるので単純な比較はできないが、これは富山県が設定した紹介料の上限一二〇円と比較してかなり少なく、福井県が規定する紹介料の上限五〇円と比較しても低い。

ここには、二つの可能性が考えられる。ひとつは、紹介料の基準自体が近隣

県よりも低く設定されていた場合である。もうひとつは、小原が基準よりも少ない紹介料しか得ていなかった可能性である。後者であれば、それが被紹介女性を支配する手段として利用された可能性があることは、後述する。

同じく表1からは、前借金額の高低と紹介料額はおおよそ比例しているようすがうかがえる。しかしながら、紹介料の前借金比でみると少し様相は異なる。

表2をご覧いただきたい。これによれば紹介料の前借金比は、二〜三%がボリュームゾーンで、比率が最も低いものは〇・二%（前借金四五〇円、紹介料一円）、最も高いものは七%（前借金四〇円、紹介料二円八〇銭）である。注目されるのは、紹介料の前借金比が高いのはむしろ前借金額が低い場合で、六%を超えるものはいずれも前借金が一〇〇円未満の場合である。それに対して前借金が七〇〇円以上になると、紹介料は前借金の四%未満に抑えられている。

さきにもみた富山県の場合、前借金額千円を基準として千円以上の場合に千円未満よりも紹介料の比率が低く設定されていた。小原の属する同業者組織の紹介料も富山県と同様に、前借金額に対する紹介料の比率の上限が定められており、前借金額が高額の場合に比率の上限が低く抑えられていたと推察される。表2から推測すると、前借金七〇〇円未満は前借金の七%以内、同七〇〇円以上は前借金の四%以内で、上限は四〇〇円である。この基準の範囲内で紹介人は紹介料を決定していたと思われる。

では、誰が紹介料を負担したのだろうか。前掲『公娼と私娼』によれば、抱主と被紹介女性が折半あるいは抱主がより多くを負担するケースが多いという¹³。福井県では抱主からのみ徴収することとなっていたが、石川県・富山県の場合は特記がなく不明である。おそらく業者間の申し合わせがあったと思

表1 前借金と紹介料

前借金 (円)	紹介料 (円)								合計	構成比
	0～	5～	10～	15～	20～	25～	30～	35～40		
0～	23	1							24	8.6%
100～	16	17							33	11.8%
200～	8	30	29						67	23.9%
300～	6	26	12	14					58	20.7%
400～	1	11	15	6	5				38	13.6%
500～		9	10	3	2	3			27	9.6%
600～		1	4	4	4	1	1		15	5.4%
700～		2	2	2	1	1			8	2.9%
800～				1	4		1		6	2.1%
900～					1		1		3	1.1%
1100～1200								1	1	0.4%
合計	54	97	72	30	17	5	3	2	280	100.0%
構成比	19.3%	34.6%	25.7%	10.7%	6.1%	1.8%	1.1%	0.7%		

(出典)「芸娼妓紹介簿」(小原文書 37、38)より作成。

表2 前借金と紹介料の前借金比

前借金比 (%)	前借金 (円)											合計	構成比
	0～	100～	200～	300～	400～	500～	600～	700～	800～	900～	1100～1200		
0～0.9			1		1	2						4	1.4%
1～1.9		3	7	14	11	9	5	4	1			54	19.3%
2～2.9	1	13	24	22	13	10	4	3	4	1		95	33.9%
3～3.9	5	3	5	6	7	1	5	1	1	2	1	37	13.2%
4～4.9		3	7	7	2	2						21	7.5%
5～5.9	5	11	23	9	4	3	1					56	20.0%
6～7	13											13	4.6%
合計	24	33	67	58	38	27	15	8	6	3	1	280	100.0%

(出典)「芸娼妓紹介簿」(小原文書 37、38)より作成。

われる。

小原に住み替えの斡旋を依頼する娼妓の手紙には、「おぼさんのしよかいりようもたくしのほからもとらずにして」¹⁴と、被紹介女性から紹介料を徴収しないという条件での斡旋を望むくだりがある。石川県では、紹介料の負担者を決定する権限が紹介人であったことが推測される。

上限を設けつつ紹介料に裁量をもたせたことや、誰が紹介料を負担するかを決定する権限が紹介人にあるとすれば、それは被紹介女性に対する支配の手段として使われる場合もあっただろう。右の手紙の女性の希望通りに紹介料が抱主のみに賦課されたならば、紹介人は女性に恩を着せることができたし、もとより弱い立場の女性は紹介人に恩義を感じざるを得なかっただろうからである。

ただし、残念ながら具体的な紹介料決定過程をこれ以上明らかにすることはできない。紹介料の決定にはさまざまな事情や条件、損得を考慮したうえで総合的な判断があり、いわば紹介人の経験や力量が物を言う領域であったと考えられる。それゆえに、とりわけ一次史料には残りにくい部分でもあるだろう。今後の研究の進展を俟ちたい。

なお、取締規則第一三条は、「紹介料ノ外何等ノ名義ヲ以テスルモ金品ヲ收受シ又ハ請求スヘカラス」として、紹介人が紹介料以外の金品を得ることを禁止している。とはいえ、この規定があつたために紹介人が法定外の金銭を受け取つていなかつたと考えるのは拙速であろう。埼玉県児玉郡本庄町の周旋業者の経営史料を紹介した「袁ほか 二〇二二」は、周旋業者が法定の紹介料以外に、被紹介者の衣服代、小遣い、食費、路銀といった周旋に要した経費を「実質手数料」として受け取つていた可能性を指摘している。したがって、小原もまた法定の紹介料以外に「実質手数料」として諸経費を受け取つていた可能性

は十分考えられる。このことを念頭におきつつ、以下の検討をすすめたい。

第二章 「金銭入覚帳」にみる紹介人の収入

以下では、覚帳から小原の収益構造の一端を検討する。覚帳は、一九一二年（明治四五）一月から一九一八年（大正七）二月までの、小原の収入記録である。覚帳から読み取れる論点は多岐にわたると考えられるが全面的な検討は別の機会に譲り、本章では、覚帳の概要を紹介するとともに、とくに被紹介女性との関係で注目される論点を提示することとしたい。

覚帳には、「〇月〇日 一、〇円〇銭 ^{（人名等）}〇〇〇〇〇〇 ^{（費目）}〇〇〇〇」といったように、日付、入金額、事項が書き上げられている。事項は、基本的には誰からどういった費目の入金であるかが記されるが、「覚帳」とあるだけにきわめて簡素で、「〇〇〇人」など、名字や屋号しか記されていないために個人の特定が困難であつたり、費目も不明であつたりするものが少なくない。

年末にはその年の合計が記載されている。一九一五年（大正四）以降は合計しか記されていないが、一九一三年（大正二）、一九一四年（大正三）は簡単な、一九一二年（明治四五・大正元）は比較的詳細な摘要が設けられている。ただし、右に述べたように個別の事項の詳細が不明なために、どの事項がどの摘要として集計されたか対応関係が分からない場合が大半である。

表3は、その一九一二年の合計部分を表にしたものである。まず注目したいのは、（c）「礼金分入」（二二件）である。個別の事項で礼金と明記されているのは、「九〇〇〇方礼金入」¹⁵（三月、一円）、「林〇三〇〇礼金入」（四月八日、一円）、「本〇〇〇方礼金入」（七月一日、一円五〇銭）、「小〇〇〇方礼金入」（二二月三日、七五銭）の四件のみである。

このうち、本〇〇〇〇は、紹介簿から同日に娼妓登録した被紹介女性だと考え

られる。前借金は三五〇円、紹介料は八円七五銭とある。ここで問題となるのは、礼金と紹介料の関係である。まず、紹介料（八円七五銭）と礼金（一円五〇銭）の額は一致していない。礼金が紹介料の一部をなしているとも考えられるが、前述のとおり取締規則には、紹介料以外にどのような名義であっても金品を受け取ったり請求したりしてはならないという規定がある（第一三条）。この規定にもかかわらず、紹介料をわざわざ別の名義（礼金）で帳簿に記載するとは考えにくい。

だとすれば、本□からの礼金の受取は違法であり、公的な記録には記載されない類の収入であった可能性がある。本□以外では、九□は被紹介女性に、小□は抱主にそれぞれ同姓があるが、紹介簿で記載が確認できる時期と大きく異なり、同一人物かどうか判別できない。林□三□は、紹介簿に該当の名前が見当たらず不明である。

次に、(e)「紹介料分」として計上されている四六円五〇銭について検討する。表4は、前章で検討した紹介簿の紹介料を年次別に集計したものである。一九一二年の紹介料は三九六円三〇銭である。¹⁶これは(e)「紹介料分」として記載された紹介料と大きく食い違っている。同年の覚帳で紹介料と明記されているのは「松□方紹介料分入」（一〇月、四円）のみである。松□なる人物は、紹介簿では女性・証人・業者い

表3 「金銭入覚帳」（1912年）の合計

摘要	金額（円）	構成比
(a)り子（利子）四十五口分メ高	79.72	27.2%
(b)割返し九ヶ月分メ高	15.23	5.2%
(c)礼金分入、拾二口分	30.00	10.3%
(d)頼母志四口分	104.68	35.8%
(e)紹介料分	46.50	15.9%
(f)宿料九ヶ月分	13.70	4.7%
小計	289.83	99.0%
(g)かや貸金入	2.80	1.0%
合計	292.63	100.0%

(出典)「金銭入覚帳」（小原文書40）より作成。

表4 年次別紹介料の合計（1909-1916年）

西暦年	紹介料（円）
1909	250.30
1910	433.65
1911	386.45
1912	396.30
1913	343.25
1914	223.55
1915	258.90
1916	395.95
合計	2688.35

(出典)「芸娼妓紹介簿」（小原文書37、38）より作成。

表5 「金銭入覚帳」の年次別合計（1912-1917年）

西暦年	合計（円）
1912	292.63
1913	505.08
1914	486.63
1915	161.66
1916	329.42
1917	320.23

(出典)「金銭入覚帳」（小原文書40）より作成。

(注) 1918年は1～2月分のみのため省略した。

ずれにおいても確認できなかった。なお、紹介簿に記載された同年の紹介件数は三七件である。したがって覚帳には、紹介料の一部しか記載されていないか、紹介簿に記載された紹介料とは別の何らかの「紹介料」であった可能性が考えられる。¹⁷

以上から推測すると、覚帳は紹介人としての公的な営業収入とは異なる、私的な（あるいは公にできない）収入の記録であった可能性がある。料紙も紹介簿のように規定の用紙ではなく、一紙を半分折って重ねて縦帳として綴じられたものである。標題の「覚帳」にふさわしい体裁である。

表5に、覚帳の年次別合計を一覧にした。右の仮定が正しいとして、紹介簿の紹介料を年次別に集計した前掲表4と比較すると、小原には紹介料以外に紹介料のおよそ〇・六倍から二・二倍ほどの収入があったことになる。

さて、あらためて前掲表3をみると、(a)「利子」および(b)「割返し」で全体の三割超と大きな比重を占めていることが注目される。みてきたように、覚帳が公的な収入記録でないとすれば、小原は私的に金貸しを営んでいた可能性がある。(d)「頼母志」（頼母子）で獲得した金銭を元手にしたのだろうか。以下に章をあらためて、小原の金銭貸付の実態とともに紹介人が金貸し

をおこなうことによつたどのような意味があつたのかを考察したい。

第三章 金銭貸付からみた紹介人の収益構造

小原は、誰を相手に金貸しをおこなつていたのだろうか。じつは、その多くが被紹介女性やその家族であつたことが、紹介簿や娼妓の手紙と突き合わせることで明らかとなる。

たとえば、一九一五年（大正四）八月、「（名字）初枝さん〆利子入」、「同人」としてそれぞれ二円、一円の入金記録されている。初枝は、拙稿「人見 二〇二」で取り上げた娼妓である。手紙で初枝は小原に借金を申し込んでいたが、じつさいに貸付がおこなわれていて、利子が支払われていたことが分かる。一九一二年（明治四五）にも、「（名字）初枝の名字」〆入」として七五銭の入金を書き上げられている。

ここでは、六〇家を事例として、金銭貸付からみた紹介人の収益構造を検討したい。六〇家は、金沢市六斗林三丁目に住居していたが、一九一六年（大正五）に野田寺町三丁目に転居した。いずれも犀川西岸の、金沢市街地の周縁部に位置し、貧困層の集住がみられる地域である「能川 二〇〇六」¹⁹。野田寺町三丁目では、父親は豆腐商を営んでいた。六〇家には、最年長の養女を筆頭に、長女・二女・三女・四女がいたが、いずれも小原の紹介で芸妓あるいは娼妓に身売りし、さらに住み替えもしていた。

表6に、紹介簿、覚帳および四女の芸妓契約にかかわる書類から六〇家にかかわる事項を年表としてまとめた。まず注目したいのは、一九一六年四月五日の「九ヶ月間ノ利子六〇〆入」という記事である。九ヶ月分の利子として支払われたのは、一七円六銭である。ここから、本来利子は毎月支払うべきものであつたらしいこと、毎月の支払いは二円ほどであつたことがうかがえる。だと

すれば、一九一四年六月九日（一四円七三銭）、一九一五年五月二五日（一〇円一〇銭）、一九一六年一〇月九日（八円五〇銭）、同一二月九日（二円五〇銭）、一九一七年七月五日（九円一八銭および九九銭）、同九月一五日（一〇円）などは、数ヶ月分の利子がまとめて支払われたものと考えられる。

次に、こうしたまとまった利子の支払いと、娘の身売り・住み替えとの関係が注目される。たとえば、一九一四年六月九日に利子として一四円七三銭が支払われる前には、同一日に長女が前借金五三〇円で住み替えている。「九ヶ月間ノ利子」が支払われたのと同じ日には、二女が住み替えている。一九一六年一〇月九日には、三女と養女が住み替えるとともに利子八円五〇銭が支払われた。同年一二月九日の支払いの前月には、三女と長女が住み替えている。これは、身売りや住み替えで得られた前借金が返済に充てられたとみてよいだろう。一九一七年は紹介簿が残されていないので住み替えがあつたかどうかは不明であるが、同年六月四日、七月五日などのまとまった利子の支払いの前に、娘たちの身売りや住み替えがあつた可能性が考えられる。

ところで、利子は誰から支払われたのだろうか。表6の事項の記載のように、覚帳には「六〇〆利子入」などのように名字しか記されていない場合が多いが、父親の名前が明記され、父親が利子を支払っていることが分かる記事もある。このことは、父親自身が小原から借金をしていた（そして、娘の身売りで得られる前借金を返済に充てていた）可能性を示している。

他方で、養女や長女が利子を支払っている場合もある。このことをどのように考えればいだろうか。ふたつの可能性が考えられる。ひとつは、前出の初枝と同様に、娘自身が稼業中の経費等のために小原から借金をして、その利子の支払いであつた場合である。もうひとつは、父親の借金の返済（利子の支払い）を娘たちが肩代わりしている可能性である。いずれにせよ、一九一六

表6 六〇家に関する記事

西暦年	月	日	事項	金額 (円)		出典
1910	9	6	養女 (16 歳)、前借金 200 円で芸妓	紹介料	5.00	*
1911	3	3	長女 (15 歳)、前借金 600 円で芸妓	紹介料	15.00	*
1912	5	1	養女、前借金 450 円で娼妓	紹介料	10.00	*
	8	8	二女 (13 歳)、前借金 150 円で芸妓	紹介料	7.50	*
	12	24	六〇・塩〇なり子入	利子	2.00	**
	12	29	六〇なり子入	利子	0.70	**
1913	4	1	塩〇の利子、六〇より入	利子	1.50	**
	5	5	塩〇のり子、六〇を受取	利子	1.50	**
	6	13	六〇なり子入	利子	3.02	**
	6	25	二女、前借金 300 円で住み替え	紹介料	15.00	*
	7	30	六〇よりおかけさんゝ利子入	利子	1.88	**
1914	3		養女、前借金 370 円で住み替え	紹介料	15.00	*
	3	18	六〇を別口入		3.50	**
	6	1	長女、前借金 530 円で住み替え	紹介料	15.00	*
	6	18	六〇を前利子入	利子	2.00	**
	6	19	六〇 (養女) 殿・与〇松 (実父) を利子入	利子	14.73	**
1915	5	25	六〇より利子入	利子	10.10	**
1916	1	1	六〇を利子・手数料分とも入	利子・手数料	2.00	**
	3	15	三女 (14 歳)、前借金 70 円で芸妓	紹介料	4.20	*
	4	5	二女、前借金 300 円で住み替え	紹介料	17.50	*
	4	5	六〇を利子入	利子	0.90	**
	4	5	九ヶ月間ノ利子六〇を入	利子	17.06	**
	8	10	二女、前借金 380 円で住み替え	紹介料	9.50	*
	10	9	三女、前借金 200 円で住み替え	紹介料	10.00	*
	10	9	養女、前借金 300 円で住み替え	紹介料	15.00	*
	10	9	六〇利子入	利子	8.50	**
	11	3	六〇を礼金入	礼金	2.00	**
	11	3	六か (長女) を入		10.00	**
	11	5	三女、前借金 200 円で住み替え	紹介料	3.00	*
	11	6	長女、前借金 900 円で住み替え	紹介料	35.00	*
	12	9	六与 (六〇与〇松、実父) を入		12.50	**
1917	1		六〇を入		6.25	**
	6		六〇ノ赤座 (三女の抱主) を入		2.50	**
	6	4	六〇を入		11.30	**
	6	4	赤六 (赤座の六〇) を入		1.50	**
	7	5	六〇を利子入	利子	9.18	**
	7	5	六〇を同入	利子	0.99	**
	9	15	六し〇 (四女) を入		10.00	**
	10	24	四女 (13 歳)、前借金 400 円で芸妓		不明	***
	12		六〇を十一月中ノ利子四口分	利子	6.10	**

(出典)「芸娼妓紹介簿」(1909-16 年)(小原文書 37、38)、「金銭入覚帳」(1912-18 年)(同 40)、「芸妓営業願」(同 62-2)、「金銭貸借契約証書正本」(同 62-3 止)より作成。

(注) *は「芸娼妓紹介簿」、**は「金銭入覚帳」、***は「芸妓営業願」および「金銭貸借契約証書正本」。網かけは姉妹の身売り・住み替え。

年一―月三日に長女が支払った一〇円は、同六日の長女の住み替えと無関係ではないだろう。

以上から、小原が被紹介女性やその家族を相手に金銭を貸し付ける理由について、以下のように考えることができる。第一に、被紹介女性やその家族への貸付は、小原にとってリスク回避の意味があったことである。支払いが

滞った場合に住み替えさせたり、さらに年少の姉妹を身売りさせたりすることで返済が期待できたからである。いわば、女性が事実上貸し付けの担保としての意味をもっていた。第二に、娘の住み替えや身売りは、当然ながら、紹介人である小原の手数料収入につながったことである。金貸しと紹介業は一体であったことがうかがえる。この間に小原が六〇家から得たのは、利子

等（一四一円七二銭）と紹介料（一七六円七〇銭）をあわせて少なくとも三一八円四一銭となる。

覚帳に記載された利子から推測すると、小原の金銭貸付は小規模なものであった。また、小原に利子を支払っている者には、取引先の貸座敷業者・料理屋と推測されるものがあり、小原の貸付相手は被紹介女性とその家族および周旋業を通じて取引のある業者におおよそ限られていたと言えそうである。すなわち、小原の金貸しは周旋業と不可分の関係にあり、周旋業を前提として成り立っていたと考えられる。

しかしながら、たとえ小規模であったとしても、被紹介女性・その家族・取引先への金銭貸付は、小原が周旋業を営むうえで重要な意味をもっていた。金銭貸付によって月々の利子の返済が生じるとすれば、小原との関係は周旋という一面にとどまらなくなるからである。借金のために彼らが自らの意思で小原との関係を断ち切ることは困難となっただろうし、小原は女性の住み替えやその斡旋を優位な立場で進めることができただろう。このことを、小原が被紹介女性やその家族を相手に金銭を貸し付ける理由の第三として指摘しておきたい。

なお、前掲表3にある（g）「かや貸金人」とは、蚊帳貸しの損料のことであろう。この二円八〇銭は、被紹介女性の実母から支払われたものである。（f）「宿料」については、前稿「人見 二〇二二」で、小原が二階に娼妓の女性（初枝）の兄を居候させていたことが思い出される。女性の手紙からは、小原が女性の家族関係や金銭問題にまで深く関与していたとともに、女性もまた金銭的のみならず精神的にも小原に強く依存していたことがうかがえた。覚帳は、そうした関係が形成された背景を示唆している。すなわち小原は、周旋をきつかけとして、金貸し、蚊帳貸し、宿の提供等を介して家族の生活に深く介

入していった。それに対して女性は感謝や恩義を感じるようになり、小原への依存を深めていった。

以上のように、紹介人による被紹介女性やその家族を相手とする金貸しは、紹介人が利益を上げる仕組みの一環であると同時に、女性にそれと感じさせずに従属を強いる構造をなしていたと言える。

第四章 女性にとっての近代日本の公娼制度——女性の手紙から

姉妹のうち三女が小原に宛てた手紙が小原文書に一通残されている。²¹本章では、手紙から三女が自身の境遇をどのように認識しどのように性買売を受容していたのかを考察し、それによってどのようにして性搾取の構造に組み込まれていたのかに言及したい。

紹介簿によると三女は、一九一六年（大正五）三月、一四歳で石川県能美郡西尾村尾小屋の料理屋に抱えられ芸妓となった。前借金は七〇円、年期は一〇ヶ月だった。尾小屋には鉾山があり、鉾山関係者向けであろう料理屋には芸妓が置かれていた「本康 二〇〇七・三七二、小谷 一九九二・一七九、古曾部 一九九八・六〇など」。三女を抱える料理屋は加洲亭といい、妓名はつる子といった。

手紙は尾小屋で「わたくしもぶぢでくらしをりますゆへ、ごあんしんくだざれたくそをろ」と、小原に近況を伝えるために書かれた。拙稿「人見 二〇二二」では手紙で女性たちが、身売りを斡旋して「家」の危機を救い、ときには逼迫する女性のために金銭の融通さえしてくれる小原に対し恩義や感謝の気持ちを抱いていたことをみた。三女の手紙には小原への恩義や感謝を直接伝える文言は見当たらないが、文面からそれがにじみ出ている。

…そしてあなた様へもおてがみを一ばんたそおとおもてをりましたけども、ばんちがわかりませんゆへをそくなり、まことにすみません、おゆるしくださいませ、そしてこちらのほをでもみなさんにかわいがられ、おやかたさんにもだれよりしんせつにいわれ、つるこさんわこちで一ばんだいちなものやからと、ほをばいのかけでいろいろなしんせつをいわれてをりますゆへごあんしんくださいませ…

手紙によると三女は、尾小屋で「みなさん」に可愛がられ、親方には誰より親切にされた。とりわけ「ほをばいのかけで」いろいろな親切を受けたことは、かの女の自尊心や優越感を刺激したと思われる。特別扱いであることをほめかして序列や分断をとおとり、おだてることで手懐けるやり方は性質売における支配の常套手段であった「横山 二〇二〇、二〇二二」。

手紙の次の引用から、三女の身売りの背景が推察できる。三女は、両親や姉妹を案じて次のように書いた。

…又うちのおやだちもそくさいではたらいておいでますが、おかあさんがやつぱりはがうつくか、又おとうさんがやつぱりさけのんでくだまいて□□「四女の名前」まをおこりとばしておりますか、こともがそくさいでをりますか、又ねいさんだちがみんなそくさいでおいでますか…

ここから、姉妹が次々と身売りをしなければならなかった背景に、父親の飲酒とDVがあつたことがうかがえる。母親の体調も思わしくなかったようだ。安心や安全とはほど遠い環境で育つた三女が、尾小屋の料理屋で誰より親切にされ、「一ばんだいちなもの」といった言葉をかけられたことに大きな喜びを

感じただろうことは想像に難くない。だとすれば、三女に、父親や「家」の犠牲となつて身売りをしなければならなかったという意識はおそらくなかっただろう。だから、次のように思うに至つた。

…うちのちいさいねへさんおでもきてくださればよいがや、どこかへかわるならきてください、金沢よりよいおとこばかりで、こころのよい、にやけたとこよ、それこそざんときけば、おそろしいけれども、ほんとうによいとこですよ…

鉱山を恐ろしいところだと思つていた三女が、「ほんとうによいとこ」だと思つようになる背景には、不安定な生活状況や暴力にさらされ、愛情の欠如した日々から抜け出せたことへの安心感があつたと思われる。先の引用部分で「家」に残してきた妹をひときわ案じているのは、妹を置き去りにしてしまつたかのような申し訳なさを感じていたからかもしれない。「ことも」は「子ども」と思われるが、一四歳という年齢からみて三女の「ことも」であつたとは考えにくい。身売りの姉妹以外に年少の弟妹がいたのだろうか。

しかし三女は、尾小屋に来て七ヶ月後の一〇月、前借金二〇〇円、年期三ヶ月（二年九ヶ月）で金沢市北石坂新町の貸座敷に住み替えることとなつた。さらに一ヶ月後の同一一月、前借金二〇〇円、年期三ヶ月で石坂川岸二ノ小路の貸座敷に住み替えた。

なぜ三女は、「ほんとうによいとこ」と思つていた尾小屋を年期明け前に、しかも前借金と年期を増やしてまで住み替えなければならなかったのだろうか。

これについて、前掲表6をもとに考えてみたい。表6によれば、一九一六年

(大正五)一〇月九日に三女が住み替えたのと同じ日、養女も住み替えており、それとともに数ヶ月分に相当すると思われる利子八円五〇銭が支払われている。同年一月五日の住み替えでは、翌日に長女が住み替え、一二月九日に、やはり数ヶ月分と思われる利子二円五〇銭が実父から小原に支払われた。

このように、覚帳に記載された利子の返済状況と三女の住み替えのタイミングをあわせて考えると、三女(や姉妹)の住み替えによつて実父が受け取った前借金のうちから利子が返済されたとみてよいだろう。たしかに、住み替えが、よりマシな境遇を望む本人の申し出による可能性はなしとしない。²³しかしながら、たとえ本人の意思によるものであつたとしても、三女に住み替えを決意させた原因に「家」の事情があつたことは十分に考慮されなければならぬだろう。なお、父親から暴力をうけていた四女もまたのちに芸妓となつている(表6)。

先述のように、父親の暴力や不安定な生活状況から脱したことで三女は、芸妓として生きることを前向きに受け止めようとしていた。三女に不満があるとすれば、それは芸妓として生きるうえでの困難であつた。

：又こちらのほをわ山がに、にせんいしよをがわつてとおもなりません、これぬからはるになるとそとがあかるくなるとみだつて、一枚くらのあわせでたりません、ごをかせまいゆへけんさんにいけばみんなおめしのきもの・みちゆけきてそれわそれわやついていくゆへにはづかしくてしかたがないわ、なんかほしいけどもぜにわなし、どうすることもできませんわ…

意味が取りにくい箇所が少なくないが、三女は、お金がなくて着物を新調で

きないことに閉口し、華やかな朋輩と自分をくらべて「はづかしくてしかたがない」と嘆いている。三女が、「きものかほしいし、ぜにはなし、こまつたことや」と書くとき、お金がないにもかかわらず着物を買わなければならないことと理不尽に疑念を抱いたり、ましてや前章でみたような、小原が自身の身売りにから利益を得る絡繰りに思い至ることはなかった。

先に引用した部分で三女は、「うちのちいさいねへさんおでもきてくださいばよいがや、どこかへかわるならきてください」と、姉たちが住み替えをするならば尾小屋にきたらよいと書いていた。姉妹は互いを思いやり、芸妓としてよりマシな境遇を望むことで生き延びようとしていたのだろう。小原の紹介人としての利益は、こうした女性たちの、抑圧的境遇を生き抜こうとする努力に支えられていたのである。

おわりに

本稿では、紹介人の経営史料をもちいて紹介人が利益を上げる仕組みの一端を明らかにしようと試みた。第一章では、紹介人が人身売買の斡旋によつて得る手数料である紹介料がどのように決定されていたかについて、関連規則や紹介簿から検討した。それにより、紹介料の基準とともに紹介人による裁量の余地に言及し、紹介料の決定が支配の手段として利用されていた可能性を指摘した。

第二章と第三章では、紹介人の収益構造を明らかにするため、覚帳という小原の収入記録について、とくに利子収入に注目して分析した。小原は、被紹介女性やその家族に金銭を貸し付け、利子収入を得ていた。他方で被紹介女性やその家族は、身売りや住み替えで得られる前借金を返済に充てていた。すなわち、被紹介女性やその家族を相手とする金貸しは、紹介人に利子収入をもたら

すのみならず、さらなる人身売買を生み出すことで紹介人に手数料収入をもたらしていたことが明らかになった。また、小原は金銭貸付等を介して家族の生活に深く介入し、女性が個人の意思で紹介人との関係を断ち切ることを困難にしていたようすがうかがえた。

第四章では、みてきたような搾取的な特徴をもつ近代公娼制度を当事者である女性がどのように受容していたのかを、女性の手紙を用いて考察した。女性にとって身売りは虐げられてきた生育環境から逃れる契機であった。だからこそ女性は芸妓として身を立てることで生き延びようとしていた。業者は、そうした女性の自尊心や優越感を巧みに利用した。「家」や業者による搾取の自覚から女性を遠ざけることで、近代日本の公娼制度は維持されていたと言える。

「はじめに」で述べたように、紹介人の経営実態についての検討は緒に就いたばかりであり、本稿は金沢の一紹介人を取り上げた事例研究にすぎない。紹介人が金貸しを兼業することが一般的であったのかどうかも分からない。今後、紹介人についての一次史料の発掘とともにさらなる具体的な事例の検討が望まれる。

註

- 1 本稿が分析対象とする史料が作成された石川県の規則による呼称。
- 2 近畿大学中央図書館所蔵「金沢遊郭芸娼妓関係文書」。
- 3 前掲拙稿「人見 二〇二四予定」のほか、史料紹介として「袁ほか 二〇二二」がある。
- 4 小原文書37、38。
- 5 紹介簿の詳細は、「人見 二〇二二c、二〇二三予定」に書いたのでそち

らを参照されたい。

- 6 小原文書40。
- 7 内務省警保局編『公娼と私娼』三六七頁。
- 8 同右三六七〜三六八頁。
- 9 同右三八二〜三八五頁。
- 10 『石川県警察必携 下巻』一八九五年。部分的な改正は加えられたが、一九四一年（昭和一六）の廃娼実施にともない「芸妓周旋営業取締規則」（石川県令第一五條）が制定されるまで石川県では同規則が存続した。
- 11 『石川県公報』第五二号、一九一三年九月二二日。
- 12 一九二二年（明治四五）の石川県令第六七号で、県庁ではなく警察署・分署に届け出て認可を受けることと変更された（『石川県公報』第二二二号、一九二二年四月二二日）。
- 13 前掲内務省警保局編『公娼と私娼』三六八頁。
- 14 小原文書3588、「人見 二〇二二c」。
- 15 以下、人名には伏字を用いる。
- 16 なお、一人の女性の斡旋に複数の紹介人が関与する共同紹介の場合、共同紹介人と紹介料を分け合った可能性があるため、紹介簿に記載された紹介料の全額が小原の収入であったかは疑問が残る。ただし、小原の単独紹介の場合の紹介料の最大が四〇〇円であるのに対し、共同紹介二人・三人・四人の場合に最大紹介料がそれぞれ二三円七五銭・一二円・六円と少額になっていくことから、紹介簿に記載された紹介料は、等分後の紹介料ではないかと推察しておきたい。仮に、紹介簿に記載された紹介料が等分前のもので、紹介人数で紹介料を等分したとして小原の取り分を計算すると、三三一円五七銭となった。いずれにせよ覚帳の紹介料とは

大きく食い違っている。

たとえば、草間八十雄が指摘するような「モグリ桂庵」を介した斡旋に関する紹介料などの可能性が推測される「草間 一九三〇など」。

18 『日本国語大辞典』「割返」項によれば、「割戻」(2)に同じとあり、「割戻」(2)には「一度納められた金銭やものうち、一部を返すこと。また、その金品」とあり、金銭貸付に対する返済金と考えておきたい。

19 「金銭貸借契約証書正本」(小原文書 623止)。

20 同右および「芸妓営業願」(小原文書 622)。

21 小原文書 65-16 止。

22 『日本国語大辞典』によれば、「ま」は「人を表わす語に付けて、親しみを表わすのに用いる」接尾語。『日本方言大辞典』によれば、人名や人を表す語などにつけて「ごく軽い敬意を表す」接尾語。石川県、金沢市、富山県などで使われる。

23 前稿「人見 二〇二二」では、娼妓・芸妓の住み替えの背景には「家」の事情だけではなく、現状よりも「マシ」な境遇を求め、窮状を脱するために苦闘する女性たちの主体的な努力があったことを女性の手紙から明らかにした。他方で周旋業者や貸座敷業者は、女性の主体的な努力を巧みに操ることで搾取の実態を隠蔽し、利益をあげていたことにも言及した。

【参考文献】

袁甲幸(解題)、櫻井麻緒・和田健太郎・藤井なつみ(翻刻)「埼玉県児玉郡本庄町芸娼妓酌婦関係史料(一) 昭和六・七年『雇傭紹介周旋簿』」『民衆史研究』一〇一号、二〇二二年

小野沢あかね『近代日本社会と公娼制度——民衆史と国際関係史の視点から』

吉川弘文館、二〇一〇年

加藤晴美『増補版 遊廓と地域社会——貸座敷・娼妓・遊客の視点から』清文

堂出版、二〇二二年(初版は二〇二二年)

草間八十雄「売られゆく女」『文芸倶楽部』三三巻二二号、一九二七年(磯村

英一監修、安岡憲彦責任編集『近代日本のどん底社会』明石書店、一九九二

年所収)

草間八十雄『女給と売笑婦』汎人社、一九三〇年

古曾部三郎「尾小屋鉦山の守護神について」『加南地方史研究』四五号、一九

九八年

小谷重三「尾小屋鉦山争議史——鉦山主任・小谷重三の手記」久我静枝、一九

九二年

齊藤俊江「飯田遊廓と娼妓の生活」佐賀朝・吉田伸之編『シリーズ遊廓社会2

近世から近代へ』吉川弘文館、二〇一四年

佐賀朝『遊廓社会』の近代化——研究史整理と一次史料の検討から』塚田

孝・佐賀朝・渡辺健哉・上野雅由樹編著『周縁的社会集団と近代』清文堂出

版、二〇二三年

竹中友里代「橋本遊廓の遊客と娼妓——遊客帳の分析から」『京都府立大学学

術報告(人文)』七三三号、二〇二二年

能川泰治「地方都市金沢における米騒動と社会政策」橋本哲哉編『近代日本の

地方都市——金沢/城下町から近代都市へ』日本経済評論社、二〇〇六年

人見佐知子「娼妓の住み替えをめぐる一考察——娼妓の手紙から」『民俗文化』

三三三号、二〇二二年

人見佐知子「娼妓と近代公娼制度——一次史料からみる娼妓の住み替えと廢

業』『歴史評論』八六六号、二〇二二年 a

人見佐知子「娼妓の前借金返済はなぜ困難だったのか——大和郡山洞泉寺遊廓を事例に」『歴史科学』二二五号、二〇二二年 b

人見佐知子「娼妓からみた近代日本の公娼制度——周旋業者・借金・梅毒」『民俗文化』三四号、二〇二二年 c

人見佐知子「金沢の芸娼妓紹介人と女性たち」『北陸史学』七二号、二〇二四年 年予定

本康宏史『からくり師大野弁吉とその時代——技術文化と地域社会』岩田書院、二〇〇七年

横田冬彦「娼妓と遊客——近代京都の遊郭」京都橘女子大学女性歴史文化研究所編『京都の女性史』思文閣出版、二〇〇二年

横田冬彦「『遊客名簿』と統計——大衆買春社会の成立」歴史学研究会・日本史研究会編『慰安婦』問題を／から考える——軍事性暴力と日常生活』岩波書店、二〇一四年

横山百合子「遊女の『日記』を読む——嘉永二年梅本屋佐吉抱え遊女付け火一件をめぐる」長谷川貴彦編『エゴ・ドキュメントの歴史学』岩波書店、二〇二〇年

横山百合子「幕末維新期新吉原遊廓における遊女屋・遊客・遊女——高橋由一画『花魁』のモデル稲本屋小稲ほか遊女の書状を素材として」『国立歴史民俗博物館研究報告』二二三五号、二〇二二年

吉見義明『買春する帝国——日本軍「慰安婦」問題の基底』岩波書店、二〇一九年

〔謝辞〕尾小屋鉦山については、塩川隆文さん、本康宏史さんに、参考資料や

そのほか多くのご教示をいただいた。また、小野沢あかね、佐賀朝、佐藤敦子の各氏には、草稿に貴重なご助言をいただいた。記して御礼申し上げます。

〔付記〕本稿は、JSPS科学研究費20K00970およびJSPS科学研究費23H00669による研究成果の一部である。